

北本都市計画地区計画の決定（北本市決定）

都市計画中丸三丁目地区地区計画を次のように決定する。

名	称	中丸三丁目地区地区計画
位	置	北本市中丸三丁目の一部
面	積	約 4.3 h a
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR高崎線北本駅から東南へ約1.2 kmに位置し、現在、戸建て住宅、樹林地及び市街地農地が残され、無秩序な建築行為等が予想される地区である。</p> <p>このため、地区計画を策定し、適正かつ合理的な土地利用を図るとともに、地区及び地区周辺のゆとりある良好な居住環境の形成と維持保全を図ることとする。</p>
	土地利用の方針	<p>本地区における土地利用の方針は、ゆとりある良好な環境の低層住宅として整備・保全する。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>本地区における地区施設は、低層住宅利用をふまえて、区画街路を適宜配置し、これを安全で快適な生活道路として整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 宅地が細分化され狭小宅地とならないよう建築物の敷地面積の最低限度を定める。</li> <li>② 良好な市街地形成を図るため、壁面の位置の制限を定める。</li> <li>③ 市街地景観を整備し保全するためと防災の観点から、かき又はさくの構造の制限を定める。</li> <li>④ 美しい市街地景観を保全するため、建築物の形態又は意匠を制限する。</li> </ol>

地 区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	道 路		1号道路 (W=6.0m, L=244.5m) 2号道路 (W=6.0m, L=109.4m) 3号道路 (W=6.0m, L=91.1m) 4号道路 (W=6.0m, L=56.1m)  ※ 全てA地区内
	地区の区分	区分の名称	A 地 区	B 地 区
		区分の面積	約 2.6h a	約 1.7 h a
	建築物等に 関する 事項	建築物の敷地面積の最低 限度	135m <sup>2</sup>	110m <sup>2</sup>  ただし、計画決定の 告示日において現に存 する宅地で、建築物の 敷地面積の最低限度に 満たないものについて は、その全体を一の敷 地として使用する場合 はこの限りではない。
		壁面の位置の限度	隣地境界線までの距離は、建築物の外壁もしくは柱の面から、1.0m以上とする。 道路境界線までの距離は、建築物の外壁もしくは柱の面から、1.5m以上とする。	隣地境界線までの距離は、建築物の外壁もしくは柱の面から、0.5m以上とする。 道路境界線までの距離は、建築物の外壁もしくは柱の面から、1.0m以上とする。
		建築物の形態又は意匠の制限	建築物の外壁及びこれに代わる柱の面及び屋根の色彩は、原色の使用を避け、落ち着いた色調とし、地区の環境に調和したものとする。 また、屋根の形態は傾斜屋根とする。	

	かき又はさくの構造の制限	<p>かき又はさく（門柱及び門扉を除く）の構造は次の各号に掲げるものとする。なお、道路に面する側は、道路境界線より、0.6m以上後退した位置に設け、後退部分は、緑化を行う。</p> <p>① 生垣 ② 地盤面から高さが、0.6m以下の基礎部分の上に透視可能な材料で造られたもので、かつ地盤面からの高さが、1.5m以下のもの。</p>	<p>かき又はさく（門柱及び門扉を除く）の構造は次の各号に掲げるものとする。</p> <p>① 生垣 ② 地盤面から高さが、0.6m以下の基礎部分の上に透視可能な材料で造られたもので、かつ地盤面からの高さが、1.5m以下のもの。</p>
	注：地盤面とは、前面道路（側溝がある場合は側溝天端）のことをいう。		
備	考		

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由 本地区は、緑の残る住宅地であり、住環境の形成と、適正な土地利用を図るため、本計画を策定するものである。